

徳島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
271	栗山殿野	三好市山城町白川字日浦込四 六四番一地先から 同 五九番五地先まで 四	二三〇・二	令和七年三月七日